

新たに創設が見込まれる地球温暖化対策税（環境税）の
免除・還付措置に関する意見書

平成23年度税制改正法案に盛り込まれた地球温暖化対策税（環境税）は、今年10月からの導入が予定されていたが、与野党協議により、今年度の導入は見送られたところである。しかしながら、今月中に閣議決定される予定の平成24年度税制改正大綱には、地球温暖化対策税（環境税）の創設が見込まれており、早ければ平成24年度中にも導入がなされる可能性がある。

地球温暖化対策税（環境税）は、広範な分野にわたりエネルギー起源CO₂排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せするものであり、課税の公平性を確保するため、幅広く負担を求めていくこととしている。

東日本大震災発生後の相次ぐ原子力発電所の運転停止に伴う原油需要の増加や、中東諸国の政情不安から、原油価格が上昇傾向にある中でこうした新たな負担は、多くの燃料を使用する上に経営基盤が脆弱な農林水産業に深刻な影響を与えることとなり、このままでは本県の基幹産業である農林水産業が存続の危機に陥ることになりかねない。

よって、国においては、地球温暖化対策税（環境税）の創設にあたっては、農林水産業者の負担が増えることのないよう所要の免税・還付措置を設けるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
総務大臣	川端達夫	殿
財務大臣	安住淳	殿
農林水産大臣	鹿野道彦	殿
経済産業大臣	枝野幸男	殿
環境大臣	細野豪志	殿
内閣官房長官	藤村修	殿